

提出内容

受付番号	201601070000362017
提出日時	2016年01月07日15時47分

案件番号	595215023
案件名	「電力の小売営業に関する指針」(案)に関する意見の募集について
所管府省・部局名等	経済産業省 電力取引監視等委員会事務局 取引監視課
意見・情報受付開始日	2015年12月04日
意見・情報受付締切日	2016年01月08日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>・該当箇所 P10～20 (3) 電源構成等の適切な開示の方法</p> <p>・意見内容 (1)「電源構成の開示については、(1)小規模な事業者にとっては負担となること(中略)について留意が必要である」とし、「開示を行うことが望ましい」とどめ、義務化を免除しているが、開示は義務化すべき (2) 電源構成の表示や開示方法の標準化を目指すべき (3)CO2排出量に加え、放射性廃棄物排出量についても開示すべき (4)ゼロエミッション電源、FIT電気、地産地消の用語の再整理、再審議を行うこと (5) 電気の物理的な特性をもって、太陽光発電など発電できた時点の電気を発電しなかった時間帯に供給する電気とみなしてはならず、太陽光発電100%のような表記は問題となるものとされている。しかし、需要家が消費する量に相当する太陽光発電の電力が調達され、相当額が発電側に支払われている場合には、太陽光100%と表示することを認めるべき</p> <p>・理由 意見(1)について 本指針案の序に「本指針は、(中略)電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにする(中略)ことを目的とするものである」とある。義務化を免除していることは、この目的を無実化し、また消費者基本法の目的や基本理念に反している。電源構成の開示は、需要家(消費者)の電力サービス(商品)を選択するにあたって、企業姿勢や安全品質の基本情報であり、それを開示しないことは消費者の権利を阻害する。電源構成の情報は、食品表示法でいう「名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他」表示義務を課される事項に相当する。小規模な事業者だからといって免除される性質のものではない。 そもそも自らの小売電力供給サービスの電源構成を計画、管理し開示できないような事業者は、供給者たる事業遂行能力がないといっておく、小売電力事業者登録において十分審査されるべきであり、開示もできないようであれば登録抹消されるべきである。</p> <p>意見(2)について 需要家(消費者)にとっては電源構成の情報は、意見(1)に述べたように極めて重要な判断材料である。本指針案では「望ましい算定や開示の方法」「問題となる行為」が示されていることは評価したいが、そのうえで表記や開示が小売電力事業者の恣意に任される部分が残される。食品表示はあらかじめ場所や記載方法が統一化に向けて努力され、従来の表示による混乱は収束方向にあるが、電源構成の表示や開示方法も食品同様の最低限の統一化、標準化努力は行われるべきである。</p> <p>意見(3)について 電源構成の情報は、需要家(消費者)に対する企業姿勢、商品品質、安全情報の開示である。食品や医薬品に限らず、命や安全を脅かしたり、環境汚染を引き起こしかねない副作用、廃棄物全般の情報は公正でオープンに開示されるべきという点で、CO2排出量情報も放射性廃棄物排出量情報も同列である。</p> <p>意見(4)について FIT電気なる用語は、再エネ特措法で大量導入を図ることができた再生可能エネルギー電源のことである。しかし実態として「再エネ」「太陽光」「風力」であることは間違いないにも関わらず、その言葉のもつ付加価値が賦課金を支払った需要家に帰属するものだから使ってはならないというのは、実態や本質の情報を求める需要家からみれば詭弁、屁理屈である。本質的で分かりやすい言葉で説明しようとする事業者と、平易な言葉で理解したいと考える需要家(消費者)の権利を阻害することは許されない。 同様に、ゼロエミッション電源、地産地消という言葉も、本指針案にのっとると事業者の勝手な理屈や定義によるばらつきにより需要家に混乱が生じると思われる。あたかも農作物における「有機」なる用語のように、慎重な合意形成、定義化を求めたい。</p> <p>意見(5)について 電力の物理的な流れと市場の仕組みは区別して考えるべきで、諸外国では20年前から太陽光100%という表示が認められている。これは需要家への適正な説明を通じて、そうした調達努力を行う小売電力事業者の企業姿勢を見えやすくするためであり、需要家(消費者)の理解と行動を通じて再生可能エネルギーの電源開発を促進するための国策にかなうものであるため。</p>
------	--